

(1) 背景

2022年6月の児童福祉法の改正により、社会的養護下（一時保護や入所措置等）にある児童の権利擁護（意見の尊重等）のための体制整備が都道府県に義務付けられたことから、施行（2024年4月1日）に向け、具体的な仕組み等について整備していく必要がある。

① 意見聴取等の措置（義務）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等をとる場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、**児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないものとした。**（第33条の3の3関係）

② 子どもの権利擁護の環境整備（義務）【新規】

都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する**児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。**（第11条第1項第2号リ関係）

③ 意見表明等支援（アドボケイト）（努力義務）【新規】

都道府県又は市町村は、**意見表明支援事業※が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとした。**（第33条の6の2関係）

※ アドボケイト：子どもが自らの意見や希望を表明するのを、第三者が手助けしたり代弁したりする仕組み

(2) 対応状況

本県では2022年度から有識者による検討会（※）を開催し、社会的養護下にある児童の権利擁護の体制整備について検討を行っている。

今年度は、当該検討会の意見を踏まえ、国が実施するモデル事業を活用して、子どもの意見を受け止める仕組みの整備に向けた取り組みを行う。

- ※愛知県社会的養護下にある子どもの権利擁護に関する検討会（構成員）○=座長
- 奥田 陸子 一般社団法人子どもアドボカシーセンター-NAGOYA 代表理事
  - 粕田 陽子 薫風法律事務所 弁護士
  - 柴田 寿子 愛知県里親会連合会長
  - 都築 昭彦 愛知県児童福祉施設長会 副会長
  - 永田 雅子 名古屋大学心の発達支援研究実践センター 教授
  - 野尻 紀恵 日本福祉大学社会福祉学部 教授
  - 杉本 一正 一宮児童相談センター長

(3) 今年度の主な取り組み内容

施設入所児童等意見表明推進事業

- 子どもの意見に関する調査審議・意見具申の仕組みの試行  
（6月から県立一時保護所で実施後、10月頃からモデル2施設にて実施）
- 意見表明支援員の派遣を試行  
（6月から県立一時保護所で実施）
- その他

- ・施設入所児童等が自身の権利についてより理解できるよう、一時保護や入所の際に渡している生活上のルールや権利等について示した「**子どもの権利ノート**」を改訂
- ・子どもが意見を表明したいときに気軽に利用できるよう、一時保護所や施設において配布している**ミニレター**を改訂（今年度は一時保護所及びモデル2施設で試行）  
※いずれも子どもに意見を聞きながら使いやすく改訂

(参考) 国の示す改正法への対応イメージ（児童福祉審議会を活用したモデル）

「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン」より抜粋

